

中野区立少年自然の家条例新旧対照表

改正案		現行	
第1条～第20条 (略) 附則 (略) 別表(第11条、第18条関係)		第1条～第20条 (略) 附則 (略) 別表(第11条、第18条関係)	
中学生以下	1人1泊につき <u>1,400円</u>	中学生以下	1人1泊につき <u>1,100円</u>
その他	1人1泊につき <u>2,900円</u>	その他	1人1泊につき <u>2,300円</u>
附則 <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。 <u>(経過措置)</u> 2 この条例の施行の際現に使用の承認を受けている者の利用料金及び使用料については、なお従前の例による。			